

1 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策

障害のある人等がその能力と適性に応じ、安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに対応した障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。

平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、障害のある人が自分の希望に応じて複数のサービスを組み合わせて利用することが可能となり、平成24年の障害者総合支援法への改正で難病が対象に追加され、障害程度区分も障害支援区分に改められたところです。加えて、平成28年の障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などの新サービスが平成30年度から新設されることとされています。

本項目では、これまでのサービス提供の現状と課題を踏まえ、本計画の計画期間である平成30年度から平成32年度までの各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援及び障害児支援等の実施に関する考え方及び必要な障害福祉サービス等の見込量（活動指標）（以下「サービス見込量」という。）、並びにその確保策を定めました。

今後は、このサービス見込量及び確保策に基づき、県と市町村等が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。

なお、県全体のサービス見込量は、国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

サービス全体の提供の現状について見てみると、多くの主要なサービスにおいて、その提供基盤は未だ不足している状態にあります。

サービスを提供する事業所が不足すると、利用者が必要なサービスを利用できない場合が生じます。また、利用できる場合でも、事業者についての選択の幅が狭まることになります。

このため、事業者に対して、あらゆる機会を通じて障害福祉サービス事業への参入の働きかけを行うことが必要です。さらに、その従事者の研修参加を促すことにより、サービスの質の一層の向上を図るとともに、視覚障害、聴覚障害等の身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等各障害の特性を正しく理解し、できるだけ多くの障害に対応できる事業所とすることが求められます。

これに加えて、難病患者の障害福祉サービス等の活用をより一層促すため、難病法に基づく特定医療費の支給認定を行う県や、難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて、難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組をしていく必要があります。

(1) 訪問系サービス

① 第4期計画までの評価

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスであり、障害のある人が居宅等において日常の生活を営む上で必要な便宜を供与するサービスです。

平成 28 年度の利用状況は、県全体では見込量の近似値となっています。

各サービスの提供体制を見ると、居宅介護は全市町村に事業者があり、また、重度訪問介護は多くの市町村に事業者があり、サービス提供体制が整いつつあるのに対し、行動援護は、事業者の参入がないところが多くあります。

また、利用者の高齢化、重度化に伴い、重度心身障害のある人が利用するサービスや重度障害者等包括支援のニーズが増加していると考えられますが、医療的ケアに対応できる事業所の不足により特定の事業所に利用が集中しています。

特に重度障害者等包括支援は対象者が限定されていることもあり、名古屋市の 1 事業所のみとなっています。

【訪問系サービスの利用状況】(図表 74)

年度	サービス利用実績①	サービス見込量(計画値)②	①／②
28年度 (29 年 3 月実績)	468,616 時間／月	500,170 時間／月	93.7%

② サービス見込量

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスですが、国の基本指針に即して、訪問系サービス一括での算定としています。

【訪問系サービスのサービス見込量】（図表 75）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用時間の単位：時間/月

③ サービスの確保策

訪問系サービスは、地域生活を支える中核的なサービスであり、福祉施設や精神科病院から地域生活への移行に伴い、量的・質的なニーズが高まることが予想されます。このため、引き続き、次のような確保策を進めていきます。

- 精神障害のある人を対象とした居宅介護事業が実施されていない市町村があるため、居宅介護の対象を精神障害にも拡充していくよう、働きかけていきます。
- 重度の肢体不自由者及び重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人の生活支援を確保するため、すべての居宅介護事業者が重度訪問介護事業を実施することを目指し、働きかけていきます。

- 居宅介護事業者等に対して、知的障害や精神障害により行動する上で支援を必要とする人の危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護事業への参入を働きかけていきます。
- 居宅介護事業者等に対して、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の移動、外出先において必要な視覚的情報の支援等を行う同行援護への参入を働きかけていきます。
- 医療的ケアが必要な方の生活支援を確保するため、居宅介護事業者等に対して、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアを行う喀痰吸引等事業への参入を働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

① 第4期計画までの評価

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、短期入所(福祉型・医療型)に、平成30年度からの新設サービスである就労定着支援を加えた9つに整理されています。

就労定着支援を除いた各サービスの利用実績は下表のとおりです。

全てのサービスにおいてその提供体制に地域偏在が見られますが、平成28年度における自立訓練(機能訓練)、就労継続支援(A型)を除いたサービスの利用実績は、見込量の近似値か見込量を上回っています。

なお、自立訓練(機能訓練)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して低くなっている理由としては、事業所が名古屋市の1事業所のみとなっていることが挙げられます。

また、就労継続支援(A型)の見込量に対する実績が他のサービスと比較して相当量高くなっている理由としては、近年、事業所数が大幅に増加し、それに伴って利用者も増加したことが挙げられます。

【日中活動系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表76)

サービスの種類	利用実績等①	見込量(計画値)②	①/②
1 生活介護	272,916 人日/月	271,500 人日/月	100.5%
2 自立訓練(機能訓練)	747 人日/月	1,332 人日/月	56.1%
3 自立訓練(生活訓練)	5,994 人日/月	5,670 人日/月	105.7%
4 就労移行支援	29,424 人日/月	34,326 人日/月	85.7%
5 就労継続支援(A型)	107,916 人日/月	95,076 人日/月	113.5%
6 就労継続支援(B型)	152,024 人日/月	136,632 人日/月	111.3%
7 療養介護	546 人/月	539 人/月	101.3%
8(1) 福祉型短期入所	17,507 人日/月	17,507 人日/月	96.6%
8(2) 医療型短期入所	959 人日/月	867 人日/月	110.6%

② サービス見込量

ア 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。

障害支援区分が3以上（50歳以上は2以上）の障害のある人が利用対象となります。

【生活介護のサービス見込量】（図表 77）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（機能訓練）サービス見込量】（図表 78）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。

【自立訓練（生活訓練）サービス見込量】（図表 79）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

福祉施設から一般就労への移行といった課題に対応するために制度化されたサービスであり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労移行支援のサービス見込量】（図表 80）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

オ 就労継続支援（Ａ型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。一般就労に近い形態であり、積極的な活用を推進していく必要があります。

【就労継続支援（Ａ型）のサービス見込量】（図表 81）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

カ 就労継続支援（Ｂ型）

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

前述の就労継続支援（Ａ型）と異なり、雇用契約は結びません。

【就労継続支援（Ｂ型）サービス見込量】（図表 82）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問あるいは来所により、必要な連絡調整や指導・助言を行うサービスです。

【就労定着支援のサービス見込量】（図表 83）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 利用日数の単位：人日/月

ク 療養介護

医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。医療に係るものは、療養介護医療となります。

【療養介護のサービス見込量】（図表 84）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

ケ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等が短期間、夜間も含め、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスで、障害者支援施設等において実施する福祉型と病院、診療所、介護老人保護施設において実施する医療型があります。

【福祉型短期入所のサービス見込量】（図表 85）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

【医療型短期入所のサービス見込量】（図表 86）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

③ サービスの確保策

障害のある人が安心して地域で自立した生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供は不可欠であることから、今後も、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていきます。

- 障害のある人が身近なところで日中活動系サービスを利用できるよう、NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。
- 地域生活のセーフティーネット機能となる短期入所については、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むことに伴い、ますますニーズが高まることが予想されることから、入所施設等の空床利用などを促進し、サービス提供体制基盤の充実を図ります。
- 重症心身障害児者が、身近な福祉型事業所で短期入所を利用できるよう、看護師及び生活支援員等による支援体制の整備に要する経費を助成し、支援していきます。

(3) 居住系サービス

① 第4期計画までの評価

生活の場を提供する居住系サービスは、グループホーム及び施設入所支援に、平成30年度からの新サービスである自立生活援助を加えた3つに整理されます。

自立生活援助を除いた各サービスの利用実績は、下表のとおりです。

各サービスとも見込量の近似値となっています。

グループホームは、入所施設から地域生活への移行を支える居住の基盤としての役割のほか、在宅等から自立して地域で暮らすことを望む方の居住の場としての役割を担っており、潜在的ニーズに対する不足感が強いサービスです。

さらに、在宅で生活する障害のある人の増加と、その介護を担っている親が高齢化していることを踏まえた「親亡き後」の生活の場としての必要性も高まっています。

【居住系サービスの平成28年度の状況】(図表87)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①／②
1 グループホーム	4,458 人／月	4,382 人／月	101.7%
2 施設入所支援	4,236 人／月	4,114 人／月	103.0%

② サービス見込量

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していたが、一人暮らしを希望する障害のある人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や、訪問、電話、メール等による随時の対応により、必要な支援を行うサービスです。

【自立生活援助のサービス見込量】（図表 88）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

イ グループホーム

地域において共同生活を営むことに支障のない障害のある人に、主として夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、従来からグループホームと呼ばれていたものに、障害のある人に、主に夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護その他を行う、従来の共同生活介護（ケアホーム）が、平成 26 年 4 月 1 日から、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【グループホームのサービス見込量】（図表 89）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

ウ 施設入所支援

障害福祉施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、生活介護利用者のうち障害支援区分 4 以上の人（50 歳以上の場合は区分 3 以上）、又は自立訓練や就労移行支援の利用者のうち地域の状況等により、通所することが困難である人が対象となります。

【施設入所支援のサービス見込量】（図表 90）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

＜再掲＞障害者支援施設の必要入所定員総数（●ページ参照）（図表 91）

（単位：人）

区 分	29 年 4 月 1 日現在	30 年度	31 年度	32 年度
総 数	4,032	4,006	3,979	3,952

③ サービスの確保策

自立生活援助については、一人暮らしを希望する福祉施設入所者等の地域生活への移行の促進につながるものであるため、今後、サービス内容の周知を図りながら事業者の新規参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図ります。

また、グループホームの具体的な確保策については、「第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（4）本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記述していますが、その概要は次図のとおりです。

グループホーム増加のための施策（図表 92）

必要性

- ・入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人の居住の場としてのニーズ
- ・親等と一緒に暮らしている在宅の人の地域での自立した生活を求めるニーズ

設置に係る支援

- ・県有地の貸付
（県有地活用による福祉施設整備事業実施要綱、県営住宅活用型地域福祉拠点化事業）
- ・市街化調整区域における社会福祉施設の開発許可基準の改定（72 頁参照）
- ・既存の戸建て住宅を活用する場合の建築基準法の規制緩和策の実施
（愛知県既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱）
- ・公営住宅等の活用
（グループホーム事業に関する普通県営住宅使用許可事務取扱要領）
- ・グループホーム整備促進支援制度の実施
- ・整備経費の助成

利用者に対する支援

- ・家賃補助（上限 1 万円：市町村民税非課税の場合）

(4) 相談支援

① 第4期計画までの評価

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つに整理されています。

各サービスの利用実績については、下表のとおりです。

計画相談支援については、平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、サービスを利用するすべての利用者にサービス等利用計画を作成することとなっており、利用実績は見込量を上回り、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成が行える体制の整備が進んでいます。一方、施設入所者や精神科病院入院患者等の地域生活への移行を支援する地域移行支援や、地域での継続的な生活を支援する地域定着支援の利用実績は、見込量を大きく下回っており、引き続き、事業者の確保を進めるとともに、障害のある人や家族に対して、サービスの周知を図っていく必要があります。

また、相談支援に対するニーズは高く、相談支援は、障害のある人の心身の状況や生活環境、サービス利用の意向、支援する上での課題等を総合的にアセスメントし、サービス利用につなげていく重要な役割を担っており、対応できる質の高い人材育成が課題となっています。

このため、相談支援専門員の養成を進めるとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援専門員間の情報交換ができるネットワークづくりを進めていく必要があります。

さらに、精神障害のある人の相談については、対応していない相談支援事業者があり、その要因の一つとして、事業所職員の各種の障害特性に対する理解不足が挙げられていることから、研修体制の整備を含め相談支援従事者の質の向上について検討する必要があります。

【日中活動系サービスの利用状況(平成29年3月実績)】(図表93)

サービスの種類	利用実績①	見込量(計画値)②	①／②
1 計画相談支援	7,232 人／月	6,452 人／月	112.1%
2 地域移行支援	27 人／月	160 人／月	16.9%
3 地域定着支援	71 人／月	176 人／月	40.3%

② サービス見込量

ア 計画相談支援

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

【計画相談支援のサービス見込量】（図表 94）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

イ 地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行うサービスです。

【地域移行支援のサービス見込量】（図表 95）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

ウ 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談などを行うサービスです。

【地域定着支援のサービス見込量】（図表 96）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 単位：人/月

③ サービスの確保策

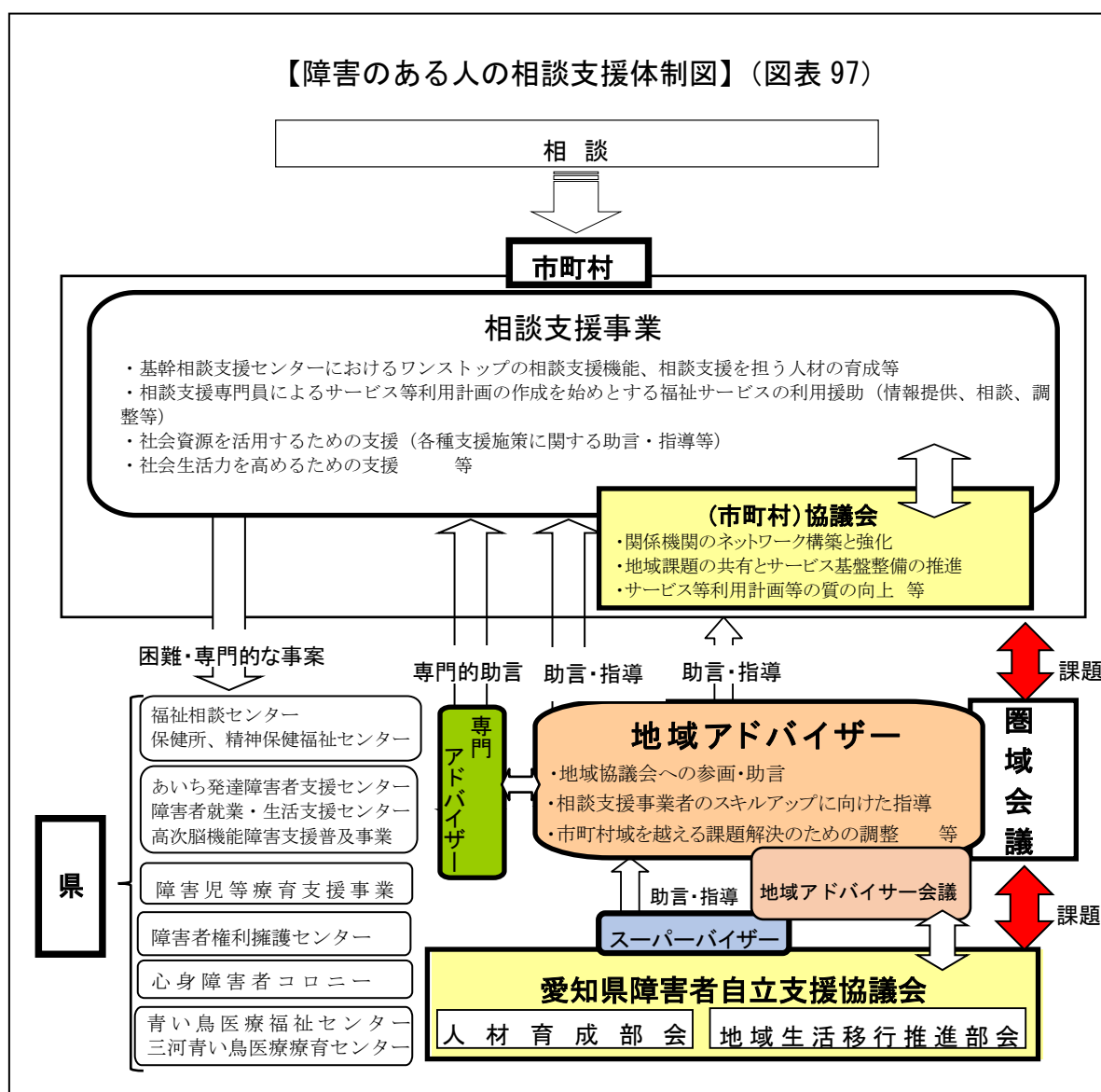
- 相談支援従事者等研修を実施し、サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成ができるよう、相談支援専門員の確保を図っていきます。
- 基本的な相談支援事業は一元的に市町村で実施されています。市町村は、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等を含めた協議会において、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムについて協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整などの相談支援事業を効果的に実施していく必要があります。

基幹相談支援センターについては、各種の障害に対応するワンストップ相談窓口としての機能のほか、権利擁護・虐待防止の窓口、地域移行・地域定着支援の実施主体、更に地域の相談支援事業者に対する助言、人材育成等、相談支援に係わる主導的役割が期待されているところであり、設置を促進していく必要があります。

ます。

このため、県は、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議において、広域的観点から市町村又は圏域（協議会単位）の相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策の助言等を行うほか、相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、基幹相談支援センターの設置に向けた助言や、相談支援事業所間のネットワーク構築に向けた指導・調整、地域単独では対応困難な事例に対する助言、相談支援従事者のスキルアップに向けた指導など広域的専門的な支援を行うことにより、障害のある人が安心して暮らしていけるシステムづくりを支援していきます。

【障害のある人の相談支援体制図】（図表 97）



資料 愛知県健康福祉部

(5) 障害児支援

① 第4期計画までの評価

障害児支援は、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援（平成30年度からの新設サービス））に、障害児相談支援と障害児入所支援（福祉型・医療型）を加えた8つで整理されています。

居宅訪問型児童発達支援及び障害児入所支援（福祉型・医療型）を除いた各サービスの利用実績は、下表のとおりです。

全てのサービスにおいて、その提供体制に地域偏在は見られますが、平成28年度におけるサービスの利用実績は、見込量の近似値となっています。

このうち、保育所等訪問支援は、障害のある子どもがいない子どもと共に暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現を推進していく上で、重要なものであり、引き続き、各市町村において、サービスを提供できる体制の整備を進めていくことが必要です。

これに加えて、各サービスの質の向上を図るとともに、重症心身障害児や医療的ケア児を支援できる事業所の確保を進めていく必要があります。

【障害児支援の利用状況（平成29年3月実績）】（図表98）

サービスの種類	利用実績①	見込量（計画値）②	①／②
1 児童発達支援	35,856 人日／月	37,300 人日／月	96.1%
2 医療型児童発達支援	1,389 人日／月	1,535 人日／月	90.5%
3 放課後等デイサービス	85,288 人日／月	83,319 人日／月	102.4%
4 保育所等訪問支援	581 人日／月	478 人日／月	121.5%
5 障害児相談支援	1,935 人／月	1,804 人／月	107.3%

② サービス見込量

ア 児童発達支援

未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

【児童発達支援のサービス見込量】（図表 99）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

イ 医療型児童発達支援

未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、身体状況により、治療も行います。

【医療型児童発達支援のサービス見込量】（図表 100）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

ウ 放課後等デイサービス

就学中の児童に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

【放課後等デイサービスのサービス見込量】（図表 101）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

エ 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

【保育所等訪問支援のサービス見込量】（図表 102）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

オ 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難である重度の障害のある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

【居宅訪問型児童発達支援のサービス見込量】（図表 103）

区分		30 年度		31 年度		32 年度	
		利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
県全体							
圏 域 別	名古屋・尾張中部						
	（名古屋）						
	（尾張中部）						
	海部						
	尾張中部						
	尾張東部						
	尾張西部						
	尾張北部						
	知多半島						
	西三河北部						
	西三河南部東						
	西三河南部西						
	東三河北部						
	東三河南部						

※ 利用日数の単位：人日/月

カ 障害児相談支援

障害児相談支援事業所が障害児通所支援、障害福祉サービス利用に関する障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者と連絡調整などを行うサービスです。

【障害児相談支援のサービス見込量】（図表 104）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 利用日数の単位：人/月

キ 福祉型障害児入所支援

障害のある子どもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスを行います。

【福祉型障害児入所支援のサービス見込量】（図表 105）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 利用日数の単位：人/月

【福祉型障害児入所施設の必要入所定員総数】（図表 106）

（単位：人）

区 分	29 年 4 月 1 日現在	30 年度	31 年度	32 年度
総 数				

ク 医療型障害児入所支援

障害のある子どもが入所して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与といった福祉サービスに併せて治療を行います。

【医療型障害児入所支援のサービス見込量】（図表 107）

区分		30 年度	31 年度	32 年度
		実人員	実人員	実人員
県全体				
圏 域 別	名古屋・尾張中部			
	（名古屋）			
	（尾張中部）			
	海部			
	尾張中部			
	尾張東部			
	尾張西部			
	尾張北部			
	知多半島			
	西三河北部			
	西三河南部東			
	西三河南部西			
	東三河北部			
	東三河南部			

※ 利用日数の単位：人/月

【医療型障害児入所施設の必要入所定員総数】（図表 108）

（単位：人）

区 分	29 年 4 月 1 日現在	30 年度	31 年度	32 年度
総 数				

ケ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数

第5期計画の国の基本指針において、県及び市町村は、障害児支援に係る新たな活動指標として、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、成果目標として設定する協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進の役割を担うコーディネーターの配置数について設定するよう求められています。

コーディネーターの配置については市町村が実施主体となるため、県では、市町村と連携を図り、次のとおり具体的な配置数を設定します。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置数】（図表 109）
（単位：人）

区 分	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
コーディネーターの配置数			

③ サービス等の確保策

児童福祉法に規定される障害児にかかるサービスを提供する事業所については、身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスを利用できるよう、NPO 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図ります。

また、市町村における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるため、県では、養成研修等を実施するなどして、人材の養成に努めます。

(6) 子ども・子育て支援等

第5期計画の国の基本指針では、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、県及び市町村は、新たに障害のある子どもの保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握するとともに、それを満たす定量的な目標を設定し、その提供体制の整備に努めることとされています。

県では、利用ニーズを踏まえた必要な量の見込み及び定量的な目標を、市町村が当事者へのニーズ調査等により算出した数値（一部の市町村では暫定値）の積み上げを基本に次のとおり設定するとともに、本県の子ども・子育て支援事業支援計画に位置付けている「あいち はぐみんプラン 2015-2019」（計画期間：平成27年度～平成31年度）と調和を図りながら、子ども・子育て支援等の提供体制の整備に取り組んでいきます。

【障害のある子どもの子ども・子育て支援等の必要な見込量と定量的な目標】（図表110）

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な量の見込み（人）	定量的な目標（人）		
		30年度	31年度	32年度
保育所				
認定こども園				
放課後児童健全 育成事業				

(7) 就労支援

第5期計画では、国の基本方針に即して、平成32年度における障害者雇用に関する活動指標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、福祉施設から一般就労への移行及び職場定着について、計画的かつ着実に進めていきます。

(図表 111)

活 動 指 標		平成32年度の見込量
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行見込数	【就労移行支援事業】	人
	【就労継続支援事業 A 型】	人
	【就労継続支援事業 B 型】	人
障害者に対する職業訓練の受講者数 (一般就労への移行を促進するため、必要な者が職業訓練を受講できるよう、受講者数の見込みを設定する)		人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (一般就労への移行を促進するため、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		人
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数 (一般就労への移行を促進するため、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (職場定着を支援するため、必要な者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する)		人

(8) 発達障害者等に対する支援

発達障害のある人や発達障害のある子ども（以下「発達障害のある人等」という）に対しては、可能な限り身近な場所において必要な支援が受けられることが求められています。

第5期計画では、国の基本指針に即して、平成32年度における発達障害のある人等に関する活動指標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、発達障害のある人等への支援の一層の充実を図っていきます。

(図表 112)

活 動 指 標	平成 32 年度の見込量
発達障害者支援地域協議会の開催回数 （地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する）	年 回
発達障害者支援センターによる相談支援件数 （現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり、発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する）	件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 （現状の相談件数、発達障害のある人等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり、発達障害者支援センターあるいは発達障害者支援地域マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する）	件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 （現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する）	件

2 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）

各圏域の現状と今後のサービス見込量

ア 名古屋・尾張中部圏域

【障害福祉サービス等の現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

<圏域全体>

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	336,869 時間 7,372 人	時間 人	時間 人	時間 人

<内訳①：名古屋地域>

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	332,565 時間 7,168 人	時間 人	時間 人	時間 人

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	4,304 時間 204 人	時間 人	時間 人	時間 人

○日中活動系サービス

<圏域全体>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	927,788 人日	人日		人日		人日	
	4,529 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	544 人日	人日		人日		人日	
	49 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	3,253 人日	人日		人日		人日	
	221 人	人		人		人	
就労移行支援	9,996 人日	人日		人日		人日	
	591 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	45,802 人日	人日		人日		人日	
	2,248 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	43,235 人日	人日		人日		人日	
	2,446 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	220 人	人		人		人	
福祉型短期入所	7,115 人日	人日		人日		人日	
	1,139 人	人		人		人	
医療型短期入所	390 人日	人日		人日		人日	
	108 人	人		人		人	

<内訳①：名古屋地域>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	87,046 人日	人日		人日		人日	
	4,243 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	521 人日	人日		人日		人日	
	47 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	3,182 人日	人日		人日		人日	
	216 人	人		人		人	
就労移行支援	9,630 人日	人日		人日		人日	
	571 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	43,193 人日	人日		人日		人日	
	2,118 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	41,142 人日	人日		人日		人日	
	2,328 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	201 人	人		人		人	
福祉型短期入所	6,697 人日	人日		人日		人日	
	1,068 人	人		人		人	
医療型短期入所	357 人日	人日		人日		人日	
	100 人	人		人		人	

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	5,742 人日	人日		人日		人日	
	286 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	23 人日	人日		人日		人日	
	2 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	71 人日	人日		人日		人日	
	5 人	人		人		人	
就労移行支援	366 人日	人日		人日		人日	
	20 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	2,609 人日	人日		人日		人日	
	130 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	2,093 人日	人日		人日		人日	
	118 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	19 人	人		人		人	
福祉型短期入所	418 人日	人日		人日		人日	
	71 人	人		人		人	
医療型短期入所	33 人日	人日		人日		人日	
	8 人	人		人		人	

○居住系サービス

<圏域全体>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	1,703 人	人		人		人	
施設入所支援	1,230 人	人		人		人	

<内訳①：名古屋地域>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	1,647 人	人		人		人	
施設入所支援	1,124 人	人		人		人	

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	56 人	人		人		人	
施設入所支援	106 人	人		人		人	

○相談支援

<圏域全体>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	2,264 人	人		人		人	
地域移行支援	11 人	人		人		人	
地域定着支援	26 人	人		人		人	

<内訳①：名古屋地域>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	2,131 人	人		人		人	
地域移行支援	11 人	人		人		人	
地域定着支援	26 人	人		人		人	

<内訳②：尾張中部地域>

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	133 人	人		人		人	
地域移行支援	0 人	人		人		人	
地域定着支援	0 人	人		人		人	

○障害児支援
 ＜圏域全体＞

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	13,096 人日	人日		人日		人日	
	1,115 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	186 人日	人日		人日		人日	
	26 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	40,598 人日	人日		人日		人日	
	2,947 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	17 人日	人日		人日		人日	
	10 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
福障害児相談支援	267 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

＜内訳①：名古屋地域＞

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	12,461 人日	人日		人日		人日	
	1,018 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	182 人日	人日		人日		人日	
	23 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	38,939 人日	人日		人日		人日	
	2,703 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	17 人日	人日		人日		人日	
	10 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	183 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

＜内訳②：尾張中部地域＞

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	635 人日	人日		人日		人日	
	97 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	4 人日	人日		人日		人日	
	3 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	1,659 人日	人日		人日		人日	
	244 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	0 人日	人日		人日		人日	
	0 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	84 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

〔参考〕

（ア） 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	2,471,920	65 歳以上	598,006	人口密度	6,711

※人口は統計課「あいちの人口」、土地面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。
（各圏域とも同じ。以降略）

（イ） 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)
身体障害者手帳所持者数	83,280	3.4
療育手帳所持者数	17,642	0.7
精神障害者保健福祉手帳所持者数	23,873	1.0
精神障害に係る公費負担の受給者数	36,200	1.5

※厚生労働省「福祉行政報告例」による。（各圏域とも同じ。以降略）

（ウ） 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	384	198	214	796

※圏域内居住者の数

※特別支援教育課、名古屋市教育委員会、愛知教育大学附属養護学校「通学区別生徒数」による。
（各圏域とも同じ。以降略）

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

※文部科学省「学校基本調査」による。（各圏域とも同じ。以降略）

イ 海部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	6,712 時間	時間	時間	時間
	330 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	9,869 人日	人日		人日		人日	
	485 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	57 人日	人日		人日		人日	
	3 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	177 人日	人日		人日		人日	
	14 人	人		人		人	
就労移行支援	660 人日	人日		人日		人日	
	39 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	6,755 人日	人日		人日		人日	
	323 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	9,763 人日	人日		人日		人日	
	520 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	23 人	人		人		人	
福祉型短期入所	911 人日	人日		人日		人日	
	141 人	人		人		人	
医療型短期入所	48 人日	人日		人日		人日	
	12 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	202 人	人		人		人	
施設入所支援	228 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	397 人	人		人		人	
地域移行支援	0 人	人		人		人	
地域定着支援	1 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	988 人日	人日		人日		人日	
	179 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	32 人日	人日		人日		人日	
	6 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	5,208 人日	人日		人日		人日	
	509 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	6 人日	人日		人日		人日	
	2 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	119 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	328,319	65 歳以上	87,760	人口密度	1,576

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	10,516	3.2	4.7
療育手帳所持者数	2,251	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,642	0.8	
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,141	1.6	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	53	55	58	166

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

ウ 尾張東部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	12,686 時間	時間	時間	時間
	594 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	13,461 人日	人日		人日		人日	
	665 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	4 人日	人日		人日		人日	
	1 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	255 人日	人日		人日		人日	
	23 人	人		人		人	
就労移行支援	1,978 人日	人日		人日		人日	
	115 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	5,116 人日	人日		人日		人日	
	255 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	6,167 人日	人日		人日		人日	
	349 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	13 人	人		人		人	
福祉型短期入所	577 人日	人日		人日		人日	
	120 人	人		人		人	
医療型短期入所	17 人日	人日		人日		人日	
	7 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	245 人	人		人		人	
施設入所支援	142 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	265 人	人		人		人	
地域移行支援	1 人	人		人		人	
地域定着支援	0 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	3,332 人日	人日		人日		人日	
	362 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	7 人日	人日		人日		人日	
	1 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	8,016 人日	人日		人日		人日	
	687 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	3 人日	人日		人日		人日	
	2 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	129 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	470,903	65 歳以上	112,178	人口密度	2,046

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	12,992	2.8	4.1
療育手帳所持者数	2,636	0.6	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,330	0.7	
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,506	1.2	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	68	77	71	216

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

工 尾張西部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	17,017 時間	時間	時間	時間
	881 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	21,105 人日	人日		人日		人日	
	1,063 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	0 人日	人日		人日		人日	
	0 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	331 人日	人日		人日		人日	
	25 人	人		人		人	
就労移行支援	1,878 人日	人日		人日		人日	
	107 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	8,257 人日	人日		人日		人日	
	418 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	9,930 人日	人日		人日		人日	
	534 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	43 人	人		人		人	
福祉型短期入所	1,01 人日	人日		人日		人日	
	173 人	人		人		人	
医療型短期入所	97 人日	人日		人日		人日	
	26 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	354 人	人		人		人	
施設入所支援	297 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	639 人	人		人		人	
地域移行支援	0 人	人		人		人	
地域定着支援	0 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	3,627 人日	人日		人日		人日	
	497 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	14 人日	人日		人日		人日	
	3 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	9,637 人日	人日		人日		人日	
	1,219 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	33 人日	人日		人日		人日	
	17 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	192 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	517,016	65 歳以上	135,620	人口密度	2,676

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	17,613	3.4	4.9
療育手帳所持者数	3,844	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,892	0.8	
精神障害に係る公費負担の受給者数	6,794	1.3	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	89	77	89	255

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

オ 尾張北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	17,578 時間	時間	時間	時間
	853 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	25,386 人日	人日		人日		人日	
	1,262 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	62 人日	人日		人日		人日	
	5 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	256 人日	人日		人日		人日	
	19 人	人		人		人	
就労移行支援	1,901 人日	人日		人日		人日	
	120 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	13,459 人日	人日		人日		人日	
	652 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	15,205 人日	人日		人日		人日	
	840 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	48 人	人		人		人	
福祉型短期入所	1,218 人日	人日		人日		人日	
	225 人	人		人		人	
医療型短期入所	140 人日	人日		人日		人日	
	13 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	356 人	人		人		人	
施設入所支援	451 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	374 人	人		人		人	
地域移行支援	2 人	人		人		人	
地域定着支援	2 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	4,648 人日	人日		人日		人日	
	664 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	30 人日	人日		人日		人日	
	6 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	14,446 人日	人日		人日		人日	
	1,132 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	4 人日	人日		人日		人日	
	4 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	178 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	733,537	65 歳以上	186,582	人口密度	2,479

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	23,267	3.2	4.6
療育手帳所持者数	5,076	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,496	0.7	
精神障害に係る公費負担の受給者数	9,608	1.3	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	119	121	113	353

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

力 知多半島圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	17,404 時間	時間	時間	時間
	936 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	22,122 人日	人日		人日		人日	
	1,123 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	24 人日	人日		人日		人日	
	3 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	392 人日	人日		人日		人日	
	48 人	人		人		人	
就労移行支援	1,994 人日	人日		人日		人日	
	129 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	4,471 人日	人日		人日		人日	
	252 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	14,618 人日	人日		人日		人日	
	802 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	38 人	人		人		人	
福祉型短期入所	1,130 人日	人日		人日		人日	
	320 人	人		人		人	
医療型短期入所	61 人日	人日		人日		人日	
	16 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	395 人	人		人		人	
施設入所支援	243 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	749 人	人		人		人	
地域移行支援	3 人	人		人		人	
地域定着支援	34 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	5,095 人日	人日		人日		人日	
	408 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	361 人日	人日		人日		人日	
	41 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	7,936 人日	人日		人日		人日	
	931 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	31 人日	人日		人日		人日	
	28 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	119 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	623,902	65 歳以上	151,057	人口密度	1,855

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	18,923	3.0	4.4
療育手帳所持者数	4,469	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,461	0.7	
精神障害に係る公費負担の受給者数	7,205	1.2	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	112	118	119	349

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

キ 西三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	12,546 時間	時間	時間	時間
	446 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	15,188 人日	人日		人日		人日	
	750 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	12 人日	人日		人日		人日	
	3 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	66 人日	人日		人日		人日	
	5 人	人		人		人	
就労移行支援	2,306 人日	人日		人日		人日	
	121 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	4,107 人日	人日		人日		人日	
	194 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	7,960 人日	人日		人日		人日	
	409 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	27 人	人		人		人	
福祉型短期入所	1,062 人日	人日		人日		人日	
	188 人	人		人		人	
医療型短期入所	60 人日	人日		人日		人日	
	14 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	162 人	人		人		人	
施設入所支援	242 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	224 人	人		人		人	
地域移行支援	1 人	人		人		人	
地域定着支援	1 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	1,586 人日	人日		人日		人日	
	130 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	329 人日	人日		人日		人日	
	36 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	5,946 人日	人日		人日		人日	
	532 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	6 人日	人日		人日		人日	
	6 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	158 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	486,454	65 歳以上	102,049	人口密度	512

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	14,476	3.0	4.3
療育手帳所持者数	3,435	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,088	0.6	
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,808	1.2	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	93	78	83	254

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

ク 西三河南部東圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	8,881 時間	時間	時間	時間
	635 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	11,912 人日	人日		人日		人日	
	623 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	0 人日	人日		人日		人日	
	0 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	355 人日	人日		人日		人日	
	18 人	人		人		人	
就労移行支援	2,035 人日	人日		人日		人日	
	114 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	5,015 人日	人日		人日		人日	
	243 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	11,483 人日	人日		人日		人日	
	633 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	29 人	人		人		人	
福祉型短期入所	716 人日	人日		人日		人日	
	155 人	人		人		人	
医療型短期入所	61 人日	人日		人日		人日	
	14 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	119 人	人		人		人	
施設入所支援	228 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	445 人	人		人		人	
地域移行支援	1 人	人		人		人	
地域定着支援	0 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	2,509 人日	人日		人日		人日	
	437 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	91 人日	人日		人日		人日	
	11 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	6,749 人日	人日		人日		人日	
	812 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	6 人日	人日		人日		人日	
	6 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	209 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	424,655	65 歳以上	93,928	人口密度	957

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	12,579	3.0	4.5
療育手帳所持者数	2,936	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,585	0.8	
精神障害に係る公費負担の受給者数	5,684	1.3	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	85	88	62	235

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

ケ 西三河南部西圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	14,623 時間 708 人	時間 人	時間 人	時間 人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	24,657 人日	人日		人日		人日	
	1,239 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	27 人日	人日		人日		人日	
	3 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	489 人日	人日		人日		人日	
	28 人	人		人		人	
就労移行支援	3,027 人日	人日		人日		人日	
	167 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	8,440 人日	人日		人日		人日	
	409 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	14,640 人日	人日		人日		人日	
	828 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	42 人	人		人		人	
福祉型短期入所	1,371 人日	人日		人日		人日	
	287 人	人		人		人	
医療型短期入所	29 人日	人日		人日		人日	
	8 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	363 人	人		人		人	
施設入所支援	339 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	514 人	人		人		人	
地域移行支援	2 人	人		人		人	
地域定着支援	3 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	2,610 人日	人日		人日		人日	
	323 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	38 人日	人日		人日		人日	
	5 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	7,439 人日	人日		人日		人日	
	1,033 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	50 人日	人日		人日		人日	
	50 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	280 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	695,526	65 歳以上	147,673	人口密度	1,912

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	20,000	2.9	4.3
療育手帳所持者数	4,655	0.7	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,583	0.7	
精神障害に係る公費負担の受給者数	9,342	1.3	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	108	111	96	315

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

コ 東三河北部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	1,307 時間	時間	時間	時間
	135 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	3,016 人日	人日		人日		人日	
	352 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	0 人日	人日		人日		人日	
	0 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	26 人日	人日		人日		人日	
	3 人	人		人		人	
就労移行支援	290 人日	人日		人日		人日	
	17 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	622 人日	人日		人日		人日	
	40 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	1,447 人日	人日		人日		人日	
	127 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	20 人	人		人		人	
福祉型短期入所	255 人日	人日		人日		人日	
	31 人	人		人		人	
医療型短期入所	0 人日	人日		人日		人日	
	0 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	116 人	人		人		人	
施設入所支援	257 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	223 人	人		人		人	
地域移行支援	0 人	人		人		人	
地域定着支援	0 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	177 人日	人日		人日		人日	
	11 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	0 人日	人日		人日		人日	
	0 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	353 人日	人日		人日		人日	
	28 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	0 人日	人日		人日		人日	
	0 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	12 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	55,352	65 歳以上	20,260	人口密度	53

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	2,493	4.5	6.2
療育手帳所持者数	482	0.9	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	416	0.8	
精神障害に係る公費負担の受給者数	704	1.3	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	16	15	7	38

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

サ 東三河南部圏域

【障害福祉サービスの現状と今後の見込量】

○訪問系サービス

種別	28 年度/実績	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	21,993 時間	時間	時間	時間
	987 人	人	人	人

○日中活動系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
生活介護	33,512 人日	人日		人日		人日	
	1,645 人	人		人		人	
自立訓練(機能訓練)	17 人日	人日		人日		人日	
	1 人	人		人		人	
自立訓練(生活訓練)	349 人日	人日		人日		人日	
	15 人	人		人		人	
就労移行支援	3,359 人日	人日		人日		人日	
	182 人	人		人		人	
就労継続支援(A 型)	5,872 人日	人日		人日		人日	
	282 人	人		人		人	
就労継続支援(B 型)	17,576 人日	人日		人日		人日	
	985 人	人		人		人	
就労定着支援	—	人		人		人	
療養介護	43 人	人		人		人	
福祉型短期入所	1,542 人日	人日		人日		人日	
	254 人	人		人		人	
医療型短期入所	46 人日	人日		人日		人日	
	4 人	人		人		人	

○居住系サービス

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
自立生活援助	—	人		人		人	
共同生活援助	443 人	人		人		人	
施設入所支援	579 人	人		人		人	

○相談支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
計画相談支援	1,138 人	人		人		人	
地域移行支援	6 人	人		人		人	
地域定着支援	4 人	人		人		人	

○障害児支援

種別	28 年度	30 年度		31 年度		32 年度	
	利用実績	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数	利用見込	事業所数
児童発達支援	4,356 人日	人日		人日		人日	
	406 人	人		人		人	
医療型児童発達支援	45 人日	人日		人日		人日	
	4 人	人		人		人	
放課後等デイサービス	11,259 人日	人日		人日		人日	
	827 人	人		人		人	
保育所等訪問支援	20 人日	人日		人日		人日	
	19 人	人		人		人	
居宅訪問型児童発達支援	—	人日		人日		人日	
	—	人		人		人	
障害児相談支援	272 人	人		人		人	
福祉型障害児入所支援	人	人		人		人	
医療型障害児入所支援	人	人		人		人	

[参考]

(ア) 人口・人口密度（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	(人)	区分	(人)	区分	(人/k m ²)
総人口	697,942	65 歳以上	178,499	人口密度	1,040

(イ) 手帳所持者数と公費負担の受給者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	(人)	人口比(%)	
身体障害者手帳所持者数	22,412	3.2	4.8
療育手帳所持者数	5,293	0.8	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,299	0.8	
精神障害に係る公費負担の受給者数	9,882	1.4	

(ウ) 特別支援学校高等部の状況

○生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	合計
人数(人)	127	147	155	429

○卒業生（平成 28 年度）

状況別卒業生数	人数(人)	割合(%)
大学・専修学校等進学者		
就職者		
その他		
福祉施設等の利用者		
卒業生計		

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。

県は、人材の養成、サービスの評価など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

1 サービス提供に係る人材の育成

○ 福祉の場で働く人材の確保

これまで、福祉人材の確保を図るため、愛知県社会福祉協議会に福祉人材センターを設置し、福祉人材無料職業紹介事業の実施や、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の仕事を希望する人への講習会などを実施してきました。

これに加え、小中学校及び高等学校等における障害及び障害のある人への理解の促進を図ることで、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に努めていきます。

○ 相談支援専門員研修の実施

相談支援専門員はサービス利用計画の作成やモニタリング、地域移行・地域定着に向けた相談支援等を行うなど、重要な役割を担っていますので、養成研修により資質の向上及び量的確保を図っていきます。

○ サービス管理責任者等研修の実施

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業の実施に当たっては、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要ですが、その資格取得のための研修受講のニーズに十分対応できていません。サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画の策定や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行うことや、それらケアマネジメントプロセス全般に権利擁護及び虐待防止を図っていくなど重要な役割を果たしていますので、引き続き質の向上を図るとともに、研修定員の確保に努めていきます。

○ 福祉施設・事業所職員研修の実施

名古屋市及び中核市を除く福祉施設・事業所職員に対しては、愛知県社会福祉協議会に委託して、研修を継続的に行っています。また、23年度から開始した現任のサービス管理責任者向けの研修も引き続き実施していきます。今後も、福祉を取り巻く制度改正やますます増加・多様化するニーズに的確に対応するための研修を実施し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の養成を行っていきます。

○ 訪問系サービス従業者養成研修の実施

居宅介護従業者、同行援護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者等の各訪問系サービスの従業者養成研修については、それぞれの研修事業者を指定し、人材の養成を行っていきます。

○ 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う機関の登録を適切に行うことにより、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めます。

○ 強度行動障害者への支援を行う人材の育成

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切な支援が行えるよう、研修事業者を指定するなどして強度行動障害支援者養成研修を実施し、人材の養成を図っていきます。

2 サービス提供事業者に対する第三者評価等

事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。

第三者評価は、事業者が必ず受審しなければならないものではありませんが、受審することによって、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上につなげることができ、また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。

県は、平成 16 年 9 月に愛知県社会福祉協議会内に推進組織（愛知県福祉サービス第三者評価推進センター）を置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいます。

今後も、福祉サービスを受ける人の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、ホームページを活用して福祉サービス第三者評価制度の周知を行うとともに、指定事業者集団指導の場等で、制度の積極的な受審を促していきます。

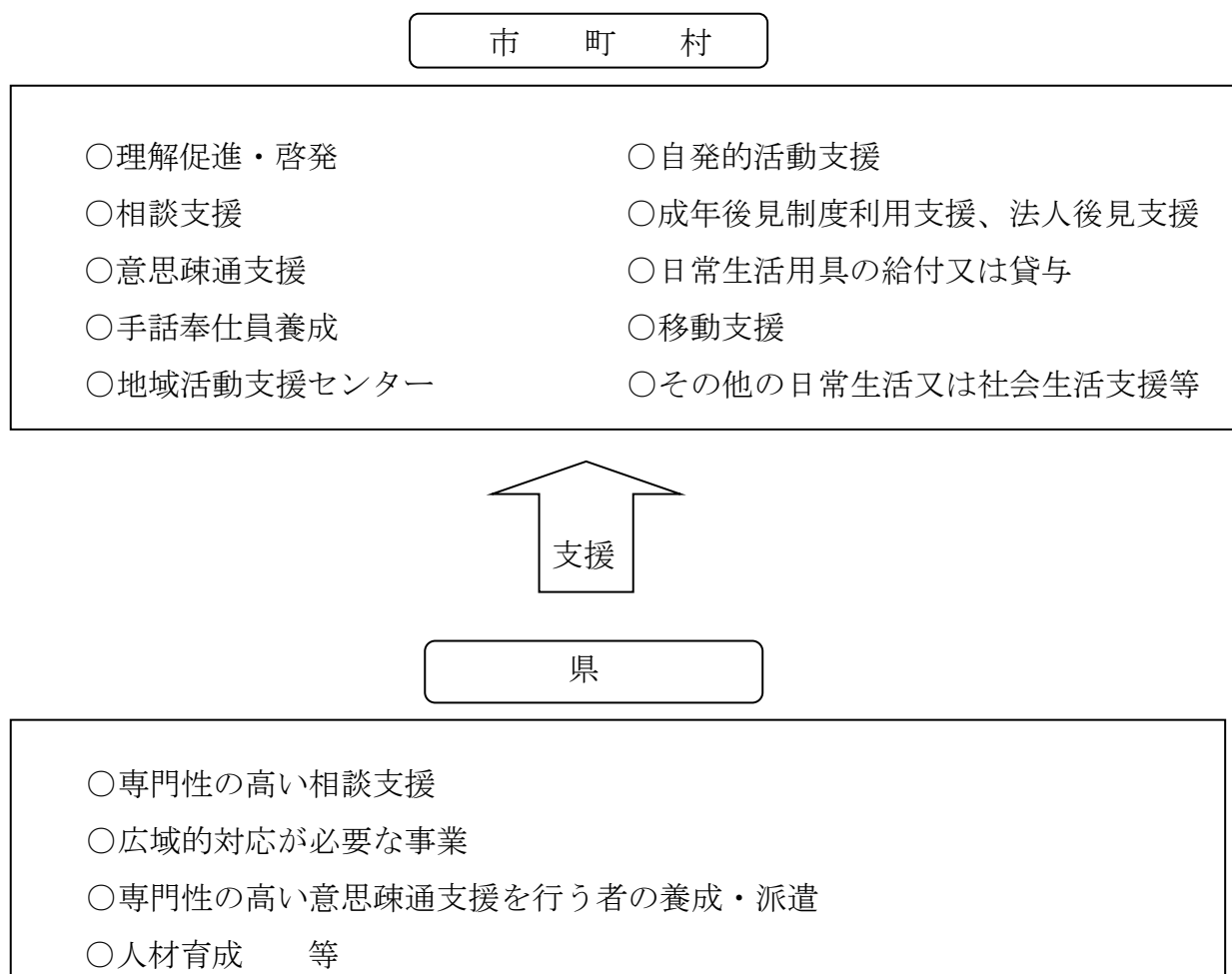
これに加えて、平成 28 年 6 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて、良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要です。このため、県では、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者やその家族が当該制度を活用できるよう、普及及び啓発に取り組んでいます。

相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業は、障害のある人が安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

相談支援、意思疎通支援、移動支援等の地域生活支援事業については、広くその利用について周知をしていく必要があります。

都道府県の行う地域生活支援事業としては、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施することとされていることから、県は、専門性・広域性の視点から、地域生活支援事業を展開していきます。

(図表 113)



1 専門性の高い相談支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として、平成 15 年 5 月に愛知県心身障害者コロニー内に、愛知県自閉症・発達障害支援センター（平成 18 年 4 月から、あいち発達障害者支援センターに改称）を開設し、相談支援（発達支援、生活

支援、就労支援を含む)、人材育成、情報発信、普及啓発などを実施しています。

引き続き、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。

また、市町村に配置した「発達障害支援指導者」を活用し、平成 20 年度から 21 年度にかけて「愛知県発達障害者支援試行事業」で開発した「地域支援プログラム」及び「家族支援プログラム」の普及及び市町村の支援体制の強化に努めていきます。

なお、事業の推進に当たっては、名古屋市発達障害者支援センターと連携を図り、実施していきます。

(図表 114)

事業名等	30 年度見込		31 年度見込		32 年度見込	
	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)
発達障害者支援 センター運営事業						

(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

平成 18 年 10 月から、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施しています。

引き続き、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点に、高次脳機能障害及びその関連障害のある人の支援を進めていきます。

(図表 115)

事業名等	30 年度見込		31 年度見込		32 年度見込	
	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)	実施 か所数	実利用見込 者数(人)
高次脳機能障害 及び関連機能障 害支援普及事業						

※ 実利用見込者数は、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける相談支援実人員について計上

(3) 障害児等療育支援事業

障害児への相談支援は、児童相談センターで実施するとともに、在宅での療育に関する相談、指導について、県内 13 か所の支援・拠点施設において、障害児等療育支援事業を実施しています。

また、在宅の障害児等の地域生活を支えるため、身近な地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への療育上の指導や助言を充実していきます。

(図表 116)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
障害児等療育支援事業 (実施か所数)			

(4) 障害者就業・生活支援センター運営事業

知事が指定する社会福祉法人等が運営主体となって、就労支援と生活支援を専門に担当する職員を 12 箇所の障害者就業・生活支援センターに配置し、職場定着が困難な障害のある人等に対し、就業や日常生活上の相談支援を実施し、障害のある人に対する、地域における就業面及び生活面での一体的な支援を推進していきます。

なお、人口規模（障害者数）の大きな圏域については、障害のある人の利便性を考慮し、障害者就業・生活支援センターの複数設置を引き続き検討していきます。

◆設置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在） ＊括弧内は、活動地域

- ① 豊橋障害者就業・生活支援センター（東三河南部及び北部圏域）
- ② 知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」（知多半島圏域）
- ③ なごや障害者就業・生活支援センター（名古屋・尾張中部圏域）
- ④ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」（西三河南部東圏域）
- ⑤ 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」（尾張西部圏域）
- ⑥ 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」（尾張北部及び中部圏域）
- ⑦ 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」（尾張東部圏域）
- ⑧ 西三河北部障がい者就業・生活支援センター（西三河北部圏域）
- ⑨ 海部障害者就業・生活支援センター（海部圏域）
- ⑩ 東三河北部障がい者就業・生活支援センター「ウィル」（東三河北部圏域）
- ⑪ 尾張中部障害者就業・生活支援センター（名古屋・尾張中部圏域）
- ⑫ 西三河南部西障がい者就業・生活支援センター（西三河南部西圏域）

(図表 117)

事業名等	30 年度		31 年度		32 年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
障害者就業・生活支援センター運営事業						

※ 実利用見込者数は、登録者数について計上

2 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

相談支援に関し圏域（名古屋市を除く 11 圏域）を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、市町村や地域の相談支援事業者からの要請に基づき、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域単独では対応困難な事例や専門分野に係る助言、基幹相談支援センターの設置に向けた助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていきます。

(図表 118)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
相談支援体制整備事業 (実アドバイザー見込み者数)			

(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の行政機関、福祉サービス事業者、精神障害者家族会等で構成される地域精神保健福祉推進協議会を開催し、精神障害のある人の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(図表 119)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
精神障害者地域精神保健福祉推進協議会（開催見込み数）			

イ ピアサポートの活用

社会の偏見が依然少なくない精神障害のある人にとっては、同じ悩み・苦しみを経験したピア（仲間）の存在と助言は大きな意味を持っています。

当事者が経験に基づく支援を充実する観点や、精神障害のある人が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーターを育成するとともに、ピアサポートの積極的な活用に努めます。

また、障害のある人を身近で支える家族ならではの経験を活かして、精神障害のある人やその家族の相談に対応する家族ピアサポート相談を実施していきます。

(図表 120)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
ピアサポート従事者見込み数（ピアサポート養成研修受講者見込み数【当事者】）			
家族ピアサポート相談見込み件数			

ウ アウトリーチ訪問支援事業

アウトリーチやACTに関する理解を深めるため、医療福祉関係者及び一般市民へのアウトリーチの普及啓発に努めるとともに、精神科医療の必要な未受診者や、治療中断者、ひきこもり状態にある精神障害者に対してACT等を含め多職種による包括的な支援体制の確立を図ります。

(図表 121)

事業名等	30年度	31年度	32年度
アウトリーチチーム設置見込み数（ACT含む）			

エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害、事故等においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を始めとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアが必要です。

災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応や被災によって失われた精神科病院機能への支援が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備していきます。

(図表 122)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
災害派遣精神医療チーム体制整備事業（運営委員会開催回数）			

(3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害がある人及び子どもへの支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」（発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する発達障害者支援地域協議会）を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図っていきます。

＜再掲 98 ページ参照＞(図表 123)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（開催回数）			

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

(1) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。

(図表 124)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
手話通訳者養成研修事業 （実養成講習修了者数（登録者数））			

(2) 手話通訳者派遣事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者を派遣していきます。

(図表 125)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
手話通訳者派遣事業 （実利用件数）			

(3) 要約筆記者養成研修事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、要約筆記者を養成する研修を実施していきます。

(図表 126)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
要約筆記者養成研修事業 (実養成講習修了者数(登録者数))			

(4) 要約筆記者派遣事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に要約筆記者を派遣していきます。

(図表 127)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
要約筆記者派遣事業 (実利用件数)			

(5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。

(図表 128)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (実養成講習修了者数(登録者数))			

(6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。

(図表 129)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (実利用件数)			

(7) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

4 人材育成等その他の事業

(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

(2) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成27年度から障害福祉サービスを申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

【初任者研修目標修了者数 年●名、現任研修目標修了者数 年●名】

(3) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

【目標養成者数 サービス管理責任者 年●名／児童発達支援管理責任者 年●名】

(4) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、相談員を対象に研修を実施していきます。

【身体、知的 年●回開催】

(5) 視聴覚障害者情報提供施設運営事業

昭和43年10月から明生会館を設置、平成27年4月からはあいち聴覚障害者センターを設置し、視聴覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるように、個々の障害に対応した支援の充実を図ることで、情報のバリアフリー化を進めていきます。

(6) 盲人ホーム事業

自営又は雇用されることが困難な、あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害のある人に対し、活動施設の提供と必要な技術の指導を、県盲人福祉連合会に委託し、実施していきます。【実施場所：明生会館盲人ホーム 定員 20 名】

(7) 障害者社会参加促進事業

障害のある人の社会参加と自立を促進するために、次の社会参加促進事業を実施していきます。

ア 情報支援等事業

(点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等)

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図っていきます。

イ 障害者 I T 総合推進事業

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者 I T サポートセンターを拠点として、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施し、I T を活用して障害のある人の社会参加を一層促進していきます。

ウ 生活訓練事業

(音声機能障害者発声訓練事業、オストメイト社会適応訓練事業等)

障害のある人の生活の質的向上を図るために日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

エ 身体障害者補助犬育成事業

障害のある人の社会活動及び自立更生に役立つ補助犬の無償貸与を図るために、補助犬の育成費を助成していきます。

オ 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を一層促進するため、社会復帰促進事業（社会復帰促進講習会等）、広報普及啓発事業、手話奉仕員指導者養成研修事業、点訳・音訳奉仕員養成研修事業等を実施していきます。

カ スポーツ振興事業

身体、知的、精神障害者のスポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施していきます。

また、スポーツを楽しむ障害のある人を増やしていくとともに、既に障害者スポーツに取り組んでいる障害のある人のレベルアップを図るため、パラリンピック競技種目を中心に愛知県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会及び実技指導を引き続き実施していきます。

キ 障害者芸術活動参加促進事業

障害のある人等の芸術活動への参加を通じて、障害のある人等の社会参加の促進を図るとともに、県民の理解と認識を深めるため、作品展や舞台・ステージ発表等の障害者アーツ展を開催するとともに、芸術大学の教員等が県内の障害者支援施設等を訪問し、創作活動等を行う出前講座を開催していきます。

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするためには、サービスの提供体制の整備や人材の養成、質の高いサービスの提供等に加え、サービスを利用しやすい環境の整備が必要になります。

県は、障害のある人の権利擁護や差別の解消の推進、障害のある人の意思決定支援の促進等を通じて、こうした環境の整備を進めていきます。

1 障害のある人の権利擁護

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。

障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなどの必要な体制を整備するとともに、従業者に対して、研修を実施するなどの措置が求められています。

また、県は愛知県障害者権利擁護センターを、市町村は市町村障害者虐待防止センターを中心として、関係団体とのネットワークを構築し、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止に努める体制を整備するとともに、市町村は虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人等の安全の確認や事実確認ができる体制を整備することが必要です。

さらに、判断能力が不十分な障害のある人を保護し、支援する成年後見制度の活用も求められているところです。

県は、障害のある人等への虐待の防止のみならず、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人の諸権利の擁護について、次のような取組を積極的に進めていきます。

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待防止、権利擁護等の専門的知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていきます。

○ サービス事業者に対する指導・監督

障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者並びに障害者支援施設及び障害児入所施設の設置者、（特定・障害児・一般）相談支援事業者は、障害のある人等の人格を尊重するとともに、虐待の防止のための措置を講じなければならないと規定されています。

県は、サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な障害福祉サービス等の提供が図られるよう、継続かつ定期的に指導・監督を行っていきます。

また、事業者において虐待が行われた場合には、障害者虐待防止法に基づき、関係法律に基づく適切な権限の行使を行い、速やかに適切な措置を講じます。

○ 市町村に対する助言・指導

障害者総合支援法は、市町村の責務として、障害のある人等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害のある人等の権利の擁護のために必要な援助を行うことを規定しています。

また、障害者虐待防止法では、特に家庭内における虐待の防止について、市町村が大きな役割を担うこととされています。

県は、市町村が行う相談支援事業が、協議会を活用すること等により、適切に実施され、障害のある人等の権利が擁護され、虐待の未然防止につながるよう、必要な助言・指導を行っていきます。

○ 適切な苦情解決

各事業所は苦情の迅速かつ自主的な解決を目指すため、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を配置することとなっています。

また、愛知県社会福祉協議会には、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん、県知事への通知を行うことを役割とする運営適正化委員会が設置されています。

適切な苦情解決は、福祉サービスに対する満足度の向上や虐待防止に資することから、県は今後も、サービス提供事業者等に対する継続かつ定期的な指導・監督を行うとともに、運営適正化委員会についてリーフレットを作成し周知を行うなど、その実効性の強化を図っていきます。

○ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用等権利擁護の推進

平成 11 年 10 月から、愛知県社会福祉協議会において、知的障害や精神障害などで判断能力に支援を要する人の権利擁護に資することを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用の援助、日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が実施されています。

また、平成 12 年には、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人を保護し、支援する成年後見制度が創設されました。

平成 22 年の障害者自立支援法の改正では、この成年後見制度の利用支援事業が、市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業へ格上げされました。

さらに、平成 29 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行され、平成 29 年 3 月には促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

基本計画では、成年後見制度等の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等が示されました。

県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、家庭裁判所及び法律専門職団体とも連携し、相談支援従事者、市町村職員、福祉サービス従事者等を対象に研修会を開催し、成年後見制度の普及啓発や成年後見センターの未設置地域での設立、成年後見センターと市町村等との連携強化を支援し、障害のある人の権利擁護を図っていきます。

2 意思決定支援の促進

障害者総合支援法では、第 1 条の 2 「基本理念」において、障害者本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を記載し、同法において、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、障害のある人等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定するなど、意思決定支援を重要な取組として位置付けています。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害のある人の権利擁護が求められる中で、障害のある人等の自己決定の尊重に基づいて支援することが重要となりますが、自己決定が困難な障害のある人等に対する支援の枠組みや方法等について必ずしも標準的なプロセスが示されていなかったことを踏まえ、国は、事業者等がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害のある人等の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や施設入所支援などの障害福祉サービスの現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者等がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害のある人等の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を平成 29 年 3 月に策定しました。

本県では、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修、事業者への集団指導等の機会を通じて、事業者等や成年後見の担い手を含めた関係者に対して、当該ガイドラインの普及を図り、県内の事業者等における意思決定支援の質の向上に取り組んでいきます。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

定 義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援 会議の開催準備等
- アセスメント
 - ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画
(意思決定支援計画) の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック

資料：愛知県健康福祉部（国作成資料をもとに加工して作成）

3 芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害のある人等の芸術活動は、本人の社会参加や自己実現となるだけでなく、作品の創作や鑑賞を通して、障害の有無を越えた交流の機会となり、障害に対する理解を促進することにつながります。

本県では、平成 26 年度より、県内の障害のある人等の公募作品展である「あいちアール・ブリュット展」を開催するとともに、芸術大学の教員等が障害者支援施設等を訪問し、利用者とともに創作活動を行う出前講座を開催するなど、障害のある人等の芸術活動の推進を図っています。

平成 28 年 12 月には、第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会を開催し、作品展、舞台・ステージ発表、交流イベントなどを通して、障害のある人等の芸術活動について、全国に向けて発信しました。来場者 59,062 人、公募作品 803 点、舞台・ステージ発表 60 団体と過去最大規模となり、大きな盛り上がりを見せた大会となりました。

さらに、この大会を機として、企業との連携や雇用分野にも取組が広がっており、県内において、障害のある人等の作品がボックスティッシュやカレンダーといった企業ノベルティグッズのデザインに取り入れられたり、「あいちアール・ブリュット展」をきっかけとして企業の広報部門への就職に繋がった事例等も増えています。

平成 29 年度からは、全国大会の成果を継承し、これまでの「あいちアール・ブリュット展」を拡大展開し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として実施しています。

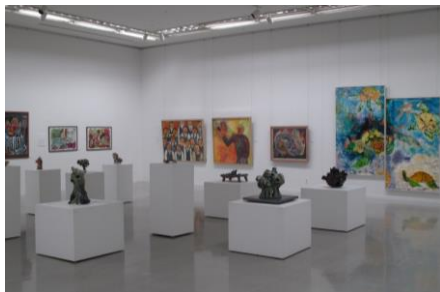
障害のある人等の芸術活動は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、機運が高まりつつあります。引き続き、福祉施設や関係団体はもとより、企業や大学等とも連携しながら、作品展示や舞台発表、出前講座の開催など、障害のある人等の芸術活動を推進していきます。

あいちアール・ブリュット ～ゲイジュツのチカラ～（図表 131）

* あいちアール・ブリュット障害者アーツ展 *

「あいちアール・ブリュット」は、障害のある人等の芸術・文化活動を通じて、障害のある方の社会参加と障害への理解が深まり、障害の有無を越えた交流が広がることを目指す取組です。

始まりは、平成 26 年の「あいちアール・ブリュット展」。県内の障害のある方から公募したアート作品の作品展です。公募点数は年々増加し、平成 29 年は 670 点。いずれも、個性豊かな素晴らしい作品ばかりで、会場の名古屋市民ギャラリー矢田の展示室には、作品のもつエネルギーがあふれます。また、審査により選ばれた優秀作品を紹介する「優秀作品特別展」を開催しています。



平成 29 年からは、第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会の成果をうけて、舞台・ステージ発表を充実し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として開催しています。あわせて、出前講座にもダンスの講座を開設し、リオパラリンピック閉会式にも出演した義足のダンサー、大前光市さんと共演して、その成果を披露しました。



ロゴマーク「ゲイジュツのチカラ」（込められたおもい）

芸術には、作る人・見る人、そして障害のある人・ない人の心を変える大きなチカラがある。そのチカラは、お互いを認め合うボーダーのない社会への推進力になる。

* 雇用分野への広がり *

あいちアール・ブリュットの取組は、福祉や芸術分野を超えて、雇用分野にも広がっています。

平成 28 年、県内の障害のある方お二人が、「絵を描くこと」を仕事として、一般企業に就職（在宅勤務）されました。在宅勤務なので、オフィスや店舗に出勤するのではなく、自宅で創作活動に取り組まれています。

きっかけは、「あいちアール・ブリュット展」。障害者雇用に取り組む企業



「潮風の休日」
森祥平((株)ほていや)



「あそぼー」
青山典生(セリオ株)

からの相談をうけ、ハローワーク名古屋中と本県が連携して、「絵を描くこと」での採用を提案したところ、「あいちアール・ブリュット優秀作品特別展」で実際の作品を見て、採用が決まりました。

平成 29 年には、同じように二人が就職され、さらには、報道等により事例が広がり、これまでに 7 人の方が就職されています。

就職後は、作品の幅が広がったり、創作時間が長くなったりと、皆さん、絵を描くことが「仕事」になった自覚をしっかりと持って、創作活動に取り組まれているそうです。

絵を描くことが、障害のある方の自立につながる。ゲイジュツのチカラの大きさを感じます。



「カエルの楽園」
戸苅宏二((株)ネクステージ)



「バイソンバッファロー・ブラッチャークロサイ」
磯崎亮(株)川本第一製作所)

4 障害を理由とする差別の解消の推進

障害や障害のある人等への誤解や偏見などにより、障害のある人等の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制限している社会的障壁が今なお存在しています。

我が国は、平成 19 年に障害者権利条約に署名して以来、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 24 年の障害者虐待防止法の施行、平成 25 年度の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定など、障害のある人等の権利擁護に関する国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結しました。

障害者差別解消法では、障害のある人等が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を受けることができない状況を解消するため、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものであり、平成 28 年 4 月から施行されています。

そのような状況下で、本県は、障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、差別解消への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的に、基本理念を定め、その下に県・県民・事業者の責務を明らかにした「愛知県障害者差別解消推進条例」を平成 27 年 12 月に制定しました。条例では附則で、施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとしています。

引き続き、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無にかかわらず共に暮らせる「全ての人が輝き、活躍する愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消の推進を図るとともに、地域での生活を希望する障害のある人が安心して暮らすことができるよう、県では、次のような取組を進めていきます。

○ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

差別は、教育、医療、公共交通、行政の活動など、幅広い分野で発生する可能性があることから、既存の相談窓口すべてで対応するとともに、県福祉相談センター 7 か所、県精神保健福祉センター、障害福祉課の広域相談窓口において、市町村の相談業務を専門的、技術的に支援していきます。

○ 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消法では設置は任意となっていますが、愛知県障害者差別解消推進条例で設置を義務付けた「障害者差別解消支援地域協議会」に位置付けている「愛知県障害者虐待防止・障害者差別解消協議会」（平成 27 年 12 月設置）の開催を通じ

て、関係機関間で必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行い、それぞれの役割に応じた取組を行います。

また、県内の全ての市町村において地域協議会が設置されるよう、県内市町村の取組状況を整理し、未設置市町村に対しては設置を働きかけていきます。

○ 障害者差別解消調整委員会の開催

不当な差別的取扱いを受けた障害のある人等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行うに当たり、必要に応じて、「愛知県障害者差別解消調整委員会」を開催し、意見聴取を行っていきます。

○ 職員対応要領の制定

障害者差別解消法では努力義務とされていますが、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領（職員対応要領）を制定し、その遵守を通じて、県が率先して障害を理由とする差別の解消に取り組めます。

○ 啓発活動

障害を理由とする差別の解消について、県民の関心と理解を深めるため、県のホームページやリーフレットなど様々な広報媒体を活用した普及啓発などを行うとともに、県政お届け講座や、NPO 等からの企画提案により実施する啓発事業を行っていきます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法(平成 25 年法律第 65 号)) の概要

障害者基本法 第 4 条 基本原則 差別の禁止

第 1 項

障害を理由とする差別等の 権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第 2 項

社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第 3 項

国による啓発・知識の普及 を図るための取組

国は、第 1 項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

<考え方> 行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等

法的義務

事業者

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

法的義務

事業者

努力義務

- ・雇用の分野は障害者雇用促進法により義務
- ・主務大臣が策定する対応指針を参考として主体的な取組を期待

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定
実効性の確保 ●主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告
※繰り返し権利侵害に当たるような差別が行われ、自主的な改善を期待することが困難である場合など。
※主務大臣の権限は政令の定めにより、地方公共団体の長などに委任できる。

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実（国、県、市町村）

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携（任意設置）（国、県、市町村）

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施（国、県、市町村）

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供（国）

施行日：平成 28 年 4 月 1 日（施行後 3 年を目途に必要な見直し検討）

資料 愛知県健康福祉部（内閣府作成の資料をもとに加工して作成）

【愛知県障害者差別解消推進条例の概要】（図表 133）

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様にも周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

1 基本理念

次の 4 つを基本理念として定めています。

- ◆ 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

2 県、県民、事業者の責務

県の責務	・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施すること。 ・市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。
県民の責務	・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。
事業者の責務	・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。 ・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。

3 差別の禁止

障害者差別解消法の規定に合わせ、障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 ：合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 （民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。）	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 ：合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 ※雇用の分野では障害者雇用促進法に基づき義務となります。

4 県の主な取組

相談及び紛争の防止等のための体制の整備	・障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、紛争の防止等を図ることができるよう、相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図ります。また、市町村が実施する相談業務を支援していきます。
障害者差別解消支援地域協議会の設置	・法で任意設置とされている地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行います。
啓発活動	・障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。
助言、あっせん又は指導等	・不当な差別的取扱いを受けた障害者等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行います。また、知事がこれらを実施するに当たり、必要に応じて意見聴取を行うための調整委員会を設置します。
職員対応要領の制定	・法では努力義務とされている、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の制定を、法には規定のない地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定しています。

5 施行日

公布の日（平成 27 年 12 月 22 日）

※ただし、職員対応要領の規定は、平成 28 年 1 月 1 日

事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、平成 28 年 4 月 1 日

9月26日開催の愛知県障害者施策審議会専門部会で、記載事項の検討を予定

6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、県及び市町村はその支援を行うことが求められています。また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害のある人等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要となるので、県は、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修、事業者への集団指導等の機会を通じて、事業者に対して働きかけていきます。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用者が安心してサービスを受けられるよう、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実を図るとともに、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害のある人等への支援に従事できるようにするため、よりよい職場環境となるよう働きかけていきます。

本計画に記載した様々な取組については、今後施策化・事業化を目指すものも含まれており、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」等、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていきます。

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、計画の進行管理を的確に行うことが必要です。

また、平成 23 年の障害者基本法の改正及び障害者虐待防止法の制定、平成 24 年の障害者自立支援法の改正による平成 25 年からの障害者総合支援法の施行、平成 25 年 6 月に成立した障害者差別解消法等の整備による平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准、平成 28 年 6 月の発達障害者支援法の改正や障害者総合支援法、児童福祉法の改正など、近年、障害のある人等に関する法令の制定や改正が随時行われており、今後も、障害のある人等を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、それを受けた対応が必要になってくると考えられます。

第 4 期計画では、改正された障害者基本法に基づき、愛知県障害者施策審議会で、県の障害者施策の実施状況を監視し、本計画の推進を図ってまいりました。

第 5 期計画期間においても、県の障害者施策の実施状況の監視機能が適切に発揮されるよう、成果目標については、各年度における実績を把握し、十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行います。これに加え、活動指標については、障害種別ごとに実績を把握し、成果目標にあわせて分析及び評価を行います。

さらに、障害者総合支援法に基づく愛知県障害者自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。

これらの機関での審議を PDCA サイクルに組み込み、計画の着実な推進を図ります。

今後、分析・評価を実施し、必要があると認める時には、計画推進のための取組、さらには計画自体の見直し等の措置を講ずることとします。